

## 第 23 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 1 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
1 番 小谷健児、3 番 江口千寿、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和  
8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、13 番 ハジィフ泉  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一  
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】** 2 番 野坂賢思、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史  
10 番 垣谷征志、12 番 福留康弘  
  
**【推進委員】** 4 番 宮川建作
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)  
議案第 3 号 非農地証明願について (6 件)  
議案第 4 号 形状変更届について (1 件)  
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 6 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは、早速、議案のほうに入りたいと思います。今日の欠席者、ちょっと多くなって  
おります。〇〇くん、〇〇さん、〇〇くん、〇〇くん、〇〇さん、〇〇さんが欠席となっ  
ております。また〇〇くんが少し遅れるとのことでございます。会のほうは成立しており  
ます。本日の議事録署名人は、〇〇さんと〇〇さんをお願いいたします。  
それでは、早速議事に入りたいと思います。  
それでは、第1号議案、農地法第3条許可申請が1件でております。事務局のほうから説  
明をお願いします。

事務局 はい、1ページのほうをお願いいたします。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請1件です。  
番号1番で、譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇さんです。  
申請地につきましては、一筆で〇〇、地目は畑で、面積は405㎡となっております。  
所有権の移転と〇〇で、今後許可があり次第、〇〇を行う予定となっているということ  
です。  
2ページからが、現地の写真等になります。  
2ページのほうが航空写真、兼位置図になります。  
申請地は〇〇の近くになります。  
近くに新しい〇〇が建っておりまして、さらに〇〇の寄りの部分になります。  
3ページはちょっとわかりにくので飛ばします。4ページが、航空写真の拡大した部分に  
なります。  
赤で囲ってある部分が、今回の申請地ということで、道路から奥のほうに細い通路を通っ  
ていった畑と農業用倉庫があるような状況となっております。  
5ページ、公図になります。  
6ページが現況の写真となります。  
右の奥に、真四角ではない形での敷地となっております。  
耕作は青いネットで囲っている中で、行う予定だということです。  
7ページが調査書のほうになります。  
1号から6番まで説明会等はありませんが、1号につきまして全部効率の部分で、譲受人  
が農業されている方であり今後も営農する状況等からみて、耕作の事業にすべき農地の全  
てを、効率的に利用できるものと見込まれます。  
農作業の従事者としましては、〇〇となっております。  
所有機械は、トラクター、管理機、運搬車、動力噴霧器等となっております。  
それから、4号の農作業の常時従事につきましては、譲受人が作業を行う年数として年間  
150日程度の農作業の従事を予定しているということです。それから6号の地域調和につ  
きましては、所有権移転後につきましては現況と同じ野菜、露地ショウガを耕作する予定  
となっており、周辺農地への影響はないものと思われま。

事務局のほうからは以上となります。

議長 はい。  
今、事務局のほうから説明がありました。  
担当委員さん。  
補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇さんが休みとのことですので、ちょっと説明させていただきたいと思います。  
〇〇の〇〇からちょっと北の方へいった所です。4ページのほうを確認してもらったら、よろしいかと思います。  
黒くなった線は〇〇です。  
ちょうどその前に、赤括弧になっているところが申請地です。その南側のところが自分ところの〇〇の家があります。  
またこの〇〇さんは、前回と前々回、ショウガを耕作するというまで、許可申請を出されて、一丁近いぐらいの生姜をやっております。  
それで、ちょうどこの人がいなかったために〇〇に、ちょっと話を聞いたところ、引き続き、生姜を作りたいということでありますので、この人やったら大丈夫じゃないのかと思って思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長 はい。今、〇〇さんのほうからも、問題ないというような、説明でございました。  
この件につきまして何か質疑質問等ありましたらお願いします。  
〇〇さんという方は何か関係がありますか。  
ここのね、ちょうど赤枠の前に〇〇と〇〇があります。  
これがこの人の〇〇になる人のが、家であって、もう亡くなった、これの〇〇さんの〇〇も亡くなって。  
〇〇もなくなったので、ここの土地全てはもう〇〇さんが相続したということで、そういう関係ですね。

議長 何かほかに質問ありませんか。  
なければ、承認を受けたいと思います。  
3条許可申請の1番承認されます方挙手願います。はい、挙手全員です。議案第1号につきましては、承認されました。  
続きまして、議案第2号、農地法5条申請につきまして1件でしております。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 第2号のほうで、1ページのほうをお開きください。

下の表の、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請1件です。

番号1番、譲渡人は、〇〇の〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇さんです。

申請地としましては3筆となっております。

〇〇の〇〇の田んぼで736㎡。次が、〇〇の田んぼで、370㎡、3筆目が、〇〇の田で、363㎡となっております。

今回5条申請の理由としましては、〇〇によって〇〇として、利用を予定されているということでの申請となっております。

8ページからが写真等となっております。

8ページは航空写真となっております。

〇〇のちょっと写真が古くて新しい道路がなく位置がわかりにくいと思いますが〇〇があって〇〇の部分から後ろの、〇〇から入っていったところの突き当たりにある、田んぼになります。

9ページが、地図の位置図となっております。

3筆が、ひつついた形で、並んでいうような田んぼとなっております。

10ページが、航空写真の拡大図となっております。

11ページが公図となっております。

12ページが現況の写真となっております。

13ページからが造成計画となっておりますが、すいません、御手元の差替資料の、13ページと15ページの差し替えを願います。

まず13ページから、実際の申請地の中の、配置図で、その断面を、1番から2番、3番から4番と線を入れてもらってます。

線をとったところが15ページにあります。

断面図という形になります。

13ページのですね青い部分の申請地が、盛土を町道の高さまで上げるような形で計画がされております。

青い部分はそのまま、残す形で、盛土はせずに、そのまま置いておくような形になっています。

それから、高さは、13ページの横の町道というふうには書いてると思いますが、その町道の高さと、同じまで盛土で上げるような形を取るという計画となっております。

それから配置図としましては14ページ、元の資料にあります、拡大図のような形で、〇〇を予定しているということになります。

出入口は、道の正面の辺りを予定という形になっています。

それから、盛土の枠組みにつきましては、コンクリートの壁で囲む形で、流出等を防ぐ、対策がとられるというところです。周辺農地にあたる後ろの方の同意はとれているという報告を受けております。

今回建物等は建ちませんので、実際高さは町道の高さまでということで、影等による影響

はないものと思われます。  
事務局のほうからは以上です。

議長 はい。  
今事務局のほうから説明がありましたが、担当委員さんお願いします。

〇〇委員 12月30日に〇〇、〇〇、〇〇さんと〇〇で立ち会いました。  
12ページを見てもらっていいでしょうか。ここ結構浸かるとこなんですよ。  
浸かるので、さっき差し替え事業の1と3を作り直してくれということで、排水を3メートル残して、この盛土も1メートルとなっていました。道から40センチぐらい上がってしまうので、道路と同じ高さでやってくれと。許可をとったしだい。  
ただ周辺の家なんかは雨のときに、床下浸水するのやないかというので、心配やなんて言う人もおりました。以上です。

議長 はい、今〇〇さんのほうから説明がありました。ほかに補足ないですかね。  
〇〇くん。

〇〇委員 ここはですね、大雨が降った時に、ここだけに流れてくるがですね。この田んぼをとおしてか、元の水路のところではけていくんですけど。  
大雨が降った時は、道路を越えて、今度の案件にでとる田んぼのほうに流れていくと、ここを埋めるとですね近所の人に来て、今でも、大雨が降ったら家の前の道は川のようになるのに、これを埋めたらもっと大変になる事があるんじゃないかと、そんなことをされたら困ると言う人が、こないだも来られたんですけど、ここ、そんな、盛土は道路の高さというんですけど資材を置いたら、そこで資材でまた、水からごみからひっかかって、流れが悪くなって、その埋立てする近くの家の方は、道路とほとんど高さが一緒なんです。家の基礎がね、全然高くない、もう道路と同じ高さなんで、もう大雨降ったらヒヤヒヤしているような状態なんでね。  
地元の方はもうほとんどの人が困ると、心配だというような話でした。  
以上です。

議長 今〇〇さんのほうからも、地元のほうが浸かる心配があると、いうことですが、この件につきまして、何か質疑ありませんか。はい、〇〇さん。

〇〇委員 もう一つ地図では、これ、〇〇と〇〇の境がないがどうなっているのでしょうか。

事務局 〇〇というところが、〇〇と〇〇にもう一本線があり、実際は境はあります。

小さい畦のようなところがそうです。

申請地②と③のところはないが、③と隣の農地との間にはあります。

〇〇委員　なかなか許可して隣が浸かったということになると、問題が、農業委員会が許可したために浸かったということになると困るんやけど。そこらの同意があったら。

議長　　1, 2, 3と番号ふっている水路のところだね。  
この水路へは、上の水が離れてこんがやろうか。

〇〇委員　流れています。この水路があふれる。  
もう、もうちょっと雨降ったらもう〇〇、許容範囲がいっぱいいっぱいなんで。  
それと水路自体、行き止まりの水路ですか。

〇〇委員　いやそうじゃない。

〇〇委員　ずっと行ったらまた、これの3倍ぐらいの水路があるけど、それももういっぱいなんです。〇〇も浸かるんじゃないかという心配で、大変です。事業するにも、にある部分ももういっぱいになるので。〇〇の前なんかも浸かるので。  
〇〇の所でね、川と一緒になるんで、川の水が高くなって。

〇〇委員　海水が逆に流れてくる。

〇〇委員　水問題が今、この〇〇ではね、役場ができたとか、いろいろな関係で、水が一気に流れてくるので、水問題大変な。ここの地区だけじゃなくて、〇〇のほうも大変。

〇〇委員　ますますこれかさ上げすると、余計そこへ集中するわね。  
やっぱその辺りの地区の同意みたいなものがないと。  
許可はね、農業委員やけんしたらええようなもんやけどね、後のことがある。

〇〇委員　ここの埋立ての向こうは非農地。放棄地になっている。

〇〇委員　ここはですね今、〇〇の計画ですすみようです。  
地権者にアンケートを出して、進みようところなんですけど、思うのに、ここはもとは農業振興地域じゃなかったかと思うんやけど、これはいつ外れたのかと思うんでね、不思議でならんよ。

事務局 多分前から入ってない。

〇〇委員 いや、はいっちょう。

事務局 資料見たらわかりますよ。

〇〇委員 昔は農業振興地域、これ全部入るといふ、この辺のあれらもね。

事務局 〇〇は〇〇といふかそういう意味でね。

〇〇委員 ちょっと急いで結論ださないほうがいいのかもしれんね。

議長 排水はこれ1本しかないが。

〇〇委員 もう全部ここへ集中するけん。  
水路を広げるにしても、前の〇〇の排水路を広げんといかん。要望はだしていますが、町はなかなかとりおうてくれません。

〇〇委員 〇〇さんのほうは排水がないもんね、〇〇の方からの〇〇が全部流れてくる。

議長 〇〇みたいな役割みたいになっちゃうよね。  
今、それを埋めたら、それがなくなるいうことで浸かるがやないろうかいうことよね。  
そういうことなんですけど、地域の同意がないと、許可しますいうがもちょっとあれやね。

〇〇委員 〇〇のところで、同意をもらわんとちょっとね。人家心配しようのによね。

〇〇委員 後で訴えられても困るけんね。床下浸水なつたいわれてもね。

議長 そこらあたりの地域の同意いうものも得られたら、問題はない思うがやけども、なかなかその地域からそういう苦情が出ると、なかなか許可相当といふのも。

事務局 ちょっと調べてみないとわからないですね。地区の同意が必要なのかどうか。とかですね  
こういう事例で県に聞いてですね、実際、許可できる要件として地区の同意とかがいるのかどうかといふのが実際あってですね。それと先ほど農業振興地域といふのに入ってるかどうかといふ話があったんですけど、これと全然別のことです。

農業振興地域を外すかどうかと、というようなのも、農業委員会に、同意はもらってるんですけど、新規とか周りの同意をもらうとかもらわんのかというのがあってですね、それ自体は〇〇というか、そういうのがあるみたいなんですよ。

実際、区長さんが、いい悪いは別にして好き嫌いですよね、この人、嫌いやけんハンコついちゃらんとかですね、そういうのはほかの〇〇であったみたいで、それこそ必須ではないというようなこともあるみたいなので、この場でですね農業委員会のこの5条の申請の許可自体がそういう案件なのかどうかということも含めてですねちょっと調べちゃったほうがええとは思いますが、必須かどうかもらえたほうがいいのかどうかというのは、多分もらえたほうがいいとは思いますが、周りの同意とか、周りの地権者の同意とかですね、いいとは思いますが、今度、地区の同意がないからといって、許可出来ないものなのかどうかというのが、また別にあるので、そこはちょっと調べてみて、結論出したほうがいいとは思いますが、地域の同意というのはとれたほうがいいということは確かです。

議長 〇〇も第5条が出てきますけど、大体、〇〇の同意を得ると。

事務局 農業で支障が出てくるというようなことはそれはそれで農業委員会の判断ということになると思うんですけど、それが今でも浸かりよって、これが出来てから余計使えるようになるからということで農業上支障があるとかですね。

そういうのがやったら農業委員会の判断としてですね、なかなか難しいとかという判断あるとは思いますが、今も浸かりよって、仮に耕作放棄地であったとしてですね。

水かさが増すからといって、不許可にできるかとかですね、周りの当地域の同意が必須ということで言えるのかどうかということは1回調べてたほうがいいと思いますね。

議長 ここに、そうすつと許可しますというのは、地域の同意がないと、我々も責任があるけんね。この許可で家が浸かったとか、排水が悪くなって地域が浸かったとかになってもこまるので。いいですかね。

全委員 はい。

議長 事務局に調べてもらうということでどうでしょうかね。

2号議案については保留としたいと思います。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明おねがいます。

事務局 はい、議案第3号農用地利用集積計画の整理表で、左側の整理ナンバーの5と79から5



の 87 が相対一対一の契約になる分です。

それから 5 の 88 以降が、間に中間管理機構がはさまる、利用権設定の分になります。

まず、上の、相対の 5 の 79 から読み上げさせていただきます。

貸付人は〇〇の〇〇さんで借受人は、〇〇さんです。

設定の期間としましては、令和 6 年 1 月 9 日から令和 11 年 1 月 8 日を予定しています。

土地につきましてはということで、現況は畑になってます。

面積は 465 m<sup>2</sup>で、作物としては、〇〇を予定されていると、ということで、10 アールあたりの〇〇は〇〇の〇〇となっております。

経営面積につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。設定につきましては再設定という形で、数値は同じとなっております。

その下、5 の 80 番です。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人は、ここから 80 から 87 まで、全て〇〇さんという方です。

期間も同じ、全て令和 6 年 1 月 9 日から令和 11 年 1 月 8 日を予定してます。

土地としては、〇〇、畑で 428 m<sup>2</sup>、ナバナを予定されてます。

下の 5 の 81 番です。

貸付人が、〇〇さんです。82 番も同じく〇〇さんで、期間は同じです。

土地としましては〇〇の〇〇〇〇と、畑で、355 m<sup>2</sup>と 512 m<sup>2</sup>で、ナバナの作物を予定されています。〇〇としましては二つとも 10 アール当たりの〇〇となっております。

下の 5 の 83 番が、貸付人が、〇〇の〇〇さんで、借受人は〇〇さんとなっております。

期間も同じで場所としましては、〇〇の〇〇、畑で、301 m<sup>2</sup>となっております。

作物はナバナになっており、利用権につきましては〇〇になっております。

5 の 84 番、85 番、86 番の 3 筆が、貸付人が〇〇の〇〇さんです。

借受人は〇〇さんで、期間は同じとなっております。

土地としましては〇〇の〇〇で地目は畑で、244 m<sup>2</sup>、二つ目が、〇〇の〇〇の畑で 39 m<sup>2</sup>で作物はナバナ、3 筆目が〇〇の〇〇、畑で 437 m<sup>2</sup>でナバナを予定されております。

3 筆とも、〇〇となります。

設定としましては、再度の設定となっております。

最後 5 の 87 番、貸付人は〇〇の〇〇さんで、借受人は、同じく〇〇さんとなっております。

期間は同じ、令和 6 年 1 月 9 日から令和 11 年 1 月 8 日を予定しております。

土地としましては、〇〇の〇〇で田、面積は 273 m<sup>2</sup>で、ラッキョウを予定されてます。

こちらに関しても〇〇で、再度の設定となっております。

そしたら下の 2 ページの中間管理の部分にも移らせてもらいます。

5 の 88、5 の 89、の二筆です。

貸付人が、〇〇さんで、借受人は、〇〇から、その後、〇〇さんへの利用権の設定となり

ます。

設定の期間としましては、2つとも、令和6年2月8日から令和9年の2月7日を予定されております。

土地としましては、〇〇と〇〇の田んぼで、農用地区域となっております。

面積は5の88から69㎡、5の89が654㎡となっております。

作物としては露地野菜を予定しております。

10アール当たりの〇〇としましては、両方とも〇〇。

の〇〇となっております。

面積につきましては再度の設定ということで同じ面積で変わりはありません。

5の90から92です。

貸付人が〇〇の〇〇さん。

借受人が〇〇を中間としまして、〇〇さんへの利用権設定となります。

期間は令和6年1月9日から令和21年1月8日、土地としまして〇〇の〇〇、田んぼで、農用地区域となっております。

面積は400㎡で、施設野菜を予定されております。

10アール当たりの〇〇は〇〇の〇〇となっております。

設定は新規の設定となっております。

5の91と92の2筆で、貸付人が〇〇の〇〇さん、借受人が〇〇を中間としまして、〇〇さんへの利用権の設定を予定しております。

期間は同じく令和6年1月9日から令和21年度1月8日、土地は〇〇の〇〇と、〇〇、田んぼで両方とも農用地となっております。

面積は、5の91が1616㎡で、5の92が950㎡となっており、作物は施設野菜を予定しています。

10アールあたりの〇〇が〇〇で〇〇となっております。

設定としましては新規の設定となります。

5の93番です。

貸付人が〇〇の〇〇さんで間に〇〇をはさみまして、〇〇への、利用権の設定となっております。

期間は令和6年1月9日から令和21年1月8日で、設定すること土地としましては〇〇、田で、農用地となっております。

面積は775㎡で、作物は水稻をされています。

こちらは〇〇の予定となっており、決定につきましては新規の設定となっております。

事務局ほうからは以上です。

議長

今、事務局のほうから説明がありましたが、この件につきまして、質疑等ありませんか。〇〇から〇〇さんになっちゃうけど。この方は新規になつとるけど、この方、新規就農

者やろうか。

事務局 近くにですね、〇〇を建てちようがですよ。〇〇さんが。  
全部規模拡大で、新規就農者なんですけど、おとし2作ぐらいしています。  
今作は2作か3作になるがですけど。

議長 〇〇を借りるといことですか。

事務局 建てますよ。  
5の93の最後の、〇〇の設定期間ながですけども、修正をお願いします。  
始まりは令和6年1月9日から、終わりがですね、10年後の令和16年11月8日ですね、  
令和21が、令和16の、まちがいです。  
何かこの件につきまして、質疑ありませんか。

〇〇委員 〇〇さんいうで。

事務局 〇〇の〇〇さんの〇〇さんです。

〇〇委員 〇〇の前で〇〇をしょったけど、施設が古くなってきて、新しく建てるいうて、土地を頼  
んでさがしよったけど、なかなか都合がつかんかったみたい。佐賀では見つからずに大  
方にいったみたい。

議長 その他何かないですかね。  
なければ、承認を受けたいと思いますが、はい。  
それでは、一括で承認を受けたいと思います。  
この利用権の設定5の70から5の93までについて承認されます方、挙手願います。  
はい、挙手全員です。  
議案第3号につきましても承認されました。

(午後2時44分終了)